



深川市学校教育振興計画



平成29年12月

深川市教育委員会

目 次

第1編 深川市学校教育振興基本構想 【平成26年3月策定】

- 第1章 深川市学校教育振興計画の位置づけ・・・1 頁
- 第2章 学校教育を取り巻く時代の潮流・・・2 頁
- 第3章 本市の学校教育のめざす姿・・・4 頁

第2編 深川市学校教育振興計画 【平成29年12月策定】

- 第1章 確かな学力・・・7 頁
- 第2章 豊かな心・・・14 頁
- 第3章 健やかな体・・・19 頁
- 第4章 家庭・地域の連携・・・23 頁
- 第5章 信頼される学校づくり・・・26 頁
- 第6章 学びを支える教育環境・・・31 頁



第1編 深川市学校教育振興基本構想

第1章 深川市学校教育振興計画の位置づけ

1. 深川市学校教育振興計画（以下、「振興計画」という。）策定の趣旨

今日、我が国の社会は、少子高齢化の進行やグローバル化の進展などにより、政治、経済、社会及び文化などの領域において、個人の活動は新しい知識や高度な情報技術の習得を必要とする時代を迎えております。

国においては、教育基本法の理念を踏まえた諸改革が進められ、また、新たな教育再生の強化に向けた取り組みが実施されようとしています。

深川市教育委員会では、これまで深川市教育目標（昭和57年2月24日制定）の理念の実現に向け取り組んでまいりましたが、今後は様々な教育動向への対応や保護者・地域の期待に応える教育行政を進めていくことがこれまで以上に重要となるものです。

このため、深川市教育委員会では、教育目標をさらに推し進め、子どもたちの「生きる力」をより一層強化するため、学校教育を計画的・総合的に推進する振興計画を策定するものです。

2. 振興計画の役割

この振興計画は、深川市教育目標の理念を踏まえ、第5次深川市総合計画のほか、深川市生涯学習基本構想、スポーツ振興計画等の関連する計画と整合性を図り、本市が目指す学校教育推進の基本的な考え方を示すものです。

なお、振興計画は、基本的な理念となる「学校教育振興基本構想」（以下、「構想」という。）と、基本目標や重点となる項目に基づく施策・事業等の具体的な取り組みを示す「学校教育振興計画」（以下、「計画」という。）からなるものです。

この振興計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な性格を併せ持つものです。

3. 期間

振興計画のうち、構想の対象とする期間は、平成26年度からおおむね10年間を予定し、計画については、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

なお、国・道の教育政策の動向や社会の変化等を踏まえ、必要に応じて検証を行うこととします。

第2章 学校教育を取り巻く時代の潮流

1. 学校教育を取り巻く社会情勢

近年、我が国の教育環境は、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化、地球環境、雇用形態の変化、価値観の多様化、地方分権の進展など、大きく変化し、様々な課題を生じているところです。

我が国の教育は、長い歴史の中で評価すべきところも少なくない一方で、新たな社会情勢に対応して、子どもたちにおいては、知識・読解力・判断力・思考力・表現力等、学習習慣・生活習慣、さらに自尊意識や将来設計、道徳・倫理観、体力や食に関する知識など様々な課題があるところです。

また、家族の在り方や地域の絆などにも変化を生じ、家庭教育、地域の教育力などにおいても課題があります。

このような状況を踏まえ、学校、家庭、そして地域の一層の連携・協力を通じて、子どもたちにこれからの時代を自ら切り拓いていく、「生きる力」を育むことが益々重要となっています。

2. 教育政策の動向

教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 18 年 12 月に改正された教育基本法は、これまでの普遍的な理念は継承しながら、今日求められる教育の目標を新たに規定するほか、「教育の機会均等」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等についても新たに規定されたところです。

また、教育基本法や教育 3 法（学校教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律・教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正を受け、平成 20 年 3 月に新学習指導要領が告示され、小学校は平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から完全実施されておりますが、平成 29 年 3 月に次の学習指導要領が告示され、小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度からの完全実施に向けて、必要な諸条件の整備に取り組んでいるところです。

さらに、教育基本法第 17 条第 1 項に基づく第 1 期教育振興基本計画（平成 20 年 7 月閣議決定）においては、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは教育においてほかにはなく、「教育立国」を国是とすることとされ、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月閣議決定）では、「自立」「協働」「創造」を基軸として生涯を貫く教育の方向性を設定しており、現行計画の理念を引き継いだ人材育成をしつつ、平成 30 年度からの第 3 期教育振興基本計画の策定を目指しているところであります。

3. 本市の現状と課題

(1)確かな学力

全国学力・学習状況調査（文部科学省）によると、本市の子どもたちは、全国・全道の傾向と同様に、知識・技能の定着や読解力に一部課題が見られるほか、知識・技能を活用する力にも課題があります。また、家庭学習の時間が少ない傾向も見られます。

この調査でわかるのは、知育においては、その一部の状況ですが、基礎的・基本的な知識等の習得と家庭学習の定着とさらに思考力・判断力・表現力等を育成することが課題となっていることです。そのため、確かな学力の確保が実感として受けとめられる目標に向けた取り組みを強化していくことが必要となります。

また、発達障がい等により、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、一人一人の教育的支援を一層充実する必要があります。

(2)豊かな心

子どもの健全な育成のためには、道徳心や思いやりの心などを育むことが大切です。また、体験学習の充実が必要となっているところです。

いじめや不登校については、未然防止や早期発見・早期対応に努めることが必要であり、悩みや不安をかかえる児童生徒等への相談体制の充実や関係機関との連携を強化していくことが必要となっています。

(3)健やかな体

児童生徒の健康について、生活習慣や食生活の変化等により、日常生活において正しく指導していくことが必要です。また、体力や運動能力の調査において、やや低い傾向がみられることから、生きる力の基礎となる健康と体力の向上を目指していく必要があります。

(4)家庭・地域の連携

学校教育は、学校現場とともに、家庭や地域との連携が不可欠となります。特に、家庭教育は、学校とともに、児童生徒の発達過程の中で、重要な役割を果たすものであり、家庭の教育力の強化が必要となっているところです。

(5)教職員の資質能力の向上

学校が保護者や地域の信頼を得ながら活動していく上で、教職員の資質能力の向上を図ることは大切なことです。仕事に対する使命感や子どもに対する責任感を持ち、教職に強い情熱を傾け、教育の専門家としての確かな力量を持てるよう、充実した教育研修の機会や研修意欲を高める取り組みを図る必要があります。

(6)学校施設の老朽化と学校の機能の向上

本市においては、整備した時期の相違から学校の老朽度に違いが生じ、老朽化した学校施設における学習環境の改善が課題となっています。そのため、今後の学校施設、学校設備、教材・教具等について、計画的に整備を図る必要があります。

第3章 本市の学校教育のめざす姿

1. 基本理念

郷土ふかがわに誇りをもち

生きる力と豊かな心を持つ子どもの育成

- ◇ 子どもたちが、これから生きていくうえで行う様々な活動は、新しい知識や情報などを習得することによって充実したものとなります。自らの力を最大限に発揮し、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが大切です。
- ◇ 本市の持つ豊かな自然と先人の築いた歴史や文化に学び、深川ならではの特性を活かした教育を、学校、家庭そして地域全体で行っていくことが重要となります。
- ◇ これからの本市の教育は、基本理念「郷土ふかがわに誇りをもち 生きる力と豊かな心を持つ子どもの育成」の実現をめざします。

2. 目指すべき児童生徒像

- ◇ 子どもたちは、社会において自立して生きていくために、生涯にわたり学び続ける意欲を培い、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これを解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けることが大切です。
- ◇ 子どもたちは、他者を思いやり、生命を愛おしむ心を持ち、規範意識を身に付けることが大切です。
- ◇ 子どもたちは、たくましく生きるための健康と体力を身につけることが大切です。
- ◇ 子どもたちは、郷土ふかがわを重んじ、よく知り、よくしようとする姿勢を身に付けることが大切です。

- ◇ 進んで学び、深く考え、豊かに表現する子ども
- ◇ 思いやりのある素直な心を持つ子ども
- ◇ 健やかでたくましい子ども
- ◇ 郷土ふかがわをよく知り 誇りを持つ子ども

3. 基本目標

深川市教育委員会は、目指す子ども像の実現に向けて、次のとおり4つの基本目標とこれを達成するための重点となる事柄を設定します。そのため、計画に具体的な教育施策を掲げ、実効性のある施策に取り組みます。

- (1) 確かな学力を育成し、社会での自立に必要な基礎を育む教育の推進
- (2) 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進
- (3) 家庭や地域に信頼される学校づくりの推進
- (4) 安心して学び、安全に過ごすことのできる機能的な教育環境の整備

4. 施策の体系

4つの基本目標に基づき、これをより具体化した6つの基本方針にまとめ、それを現状と課題において分析し、施策の方向を定め、具体的な施策の概要を明らかにします。そして、その達成を確認するために、一定の達成目標を定めて検証を行い、取り組みを強化していくものです。

施策の体系

基本方針	基本施策	施策の方向
I 確かな学力	1 学力の向上	(1)基礎基本の定着を図る学習指導 (2)少人数学級や習熟の程度に応じた学習改善
	2 学習態度の確立	(1)学習意欲の向上と学習習慣の確立 (2)家庭と学習を通じた「読み能力」の向上
	3 社会の変化に対応する力の育成	(1)情報教育、職業教育、国際化、環境教育
II 豊かな心	1 心の教育	(1)道徳教育 (2)体験的な活動の充実
	2 児童・生徒指導	(1)教育相談体制の充実 (2)いじめ・体罰問題への取組強化
III 健やかな体	1 健康・体力の向上	(1)体育活動の充実 (2)健康教育の推進
	2 食育・安全・防災	(1)食育の推進 (2)防災・安全教育の推進
IV 家庭・地域の連携	1 家庭・地域の連携	(1)家庭教育の充実 (2)地域の教育力の向上
	2 開かれた学校づくり	(1)開かれた学校づくり
V 信頼される学校づくり	1 教職員の資質向上	(1)専門性を高める研修の充実 (2)組織運営体制の活性化
	2 学校間連携	(1)幼・保育園と小学校の連携・接続 (2)小学校と中学校の連携・接続
	3 特別支援教育	(1)特別支援教育の充実 (2)教育的ニーズに応じた適切な支援の充実
VI 学びを支える教育環境	1 学校施設整備	(1)安全・安心な学校施設の整備 (2)学校備品の整備（机・椅子、遊具等）
	2 教材・教具等	(1)教材・教具の整備（理数教育、ICT教育等） (2)スポーツ用具、楽器等整備

第2編 深川市学校教育振興計画

第1章 確かな学力

現状と課題

深川市のこれまでの「全国学力・学習状況調査*」の結果から、本市の小学校及び中学校のいずれにおいても、知識・技能の定着と活用において、全国平均に比べて課題のあるところであり、基礎・基本の定着や学校外での学習習慣の確立が十分でない状況となっています。

平成28年の学習状況調査では、「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答した小学生の割合は全国、全道の平均を上回りましたが、中学生の割合は全国、全道を下回っており、「国語、算数・数学の勉強が好きか」との質問に対して、小学生は、全国、全道の平均を上回っていますが、中学生は、全国と比べて、国語は11ポイント、数学は7ポイント下回っております。

また、同調査における、平日1日当たりの学習時間が1時間以上の小学生の割合は、約53%と全国と比べほぼ10ポイント低い状況にあり、中学生の割合は、約47%と全国と比べて20ポイントも低い状況にあるなど、中学生の学習に対する理解力や家庭での学習習慣に大きな課題がみられます。

学校では、基礎・基本の確実な定着のために、子どもたち一人ひとりの学力の定着状況を把握し、各教科等の指導計画や指導体制・指導方法の工夫改善に努めて、繰り返しの指導や個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることに取り組むことが重要です。そのためには、学校での学習だけでなく、家庭教育にも力を入れていく必要があります。

教育委員会では、各学校が自主的に成果や課題を踏まえ、指導体制・指導方法の工夫改善や学習意欲の向上等を内容とする学校改善プラン等の取り組みを支援するため、深川市学校改善プランにより具体的な方策に取り組んでいます。今後も強化をしていく状況にあります。

(用語の解説)

◇ 全国学力・学習状況調査

国が平成19年度から実施している全国的な学力調査。小学校6年生、中学校3年生を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学等)と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施。

1. 学力の向上

(1) 基礎基本の定着を図る学習指導

教育の振興を図るためには、単に全国平均、全道平均との比較優位を確立すること自体が目的ではなく、これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力を保障することを目指すことが重要です。教育の機会均等という義務教育の趣旨からは、地域によって、学力に大きな差があってはならないところであり、社会で自立して生きていくために最低限必要な学力をすべての子どもたちに、保障することが重要です。そのため、確かな学力の定着においては、子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせるため、個に応じたきめ細かな指導に努めることが大切です。

(2) 少人数学級や習熟の程度に応じた学習改善

国の「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」が公表した「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」によると、教職員の定数改善の必要性について次のように指摘しています。

「近年の地域社会・家庭生活の変化により、地域・家庭での教育の困難さが増し、そのため、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲、態度などに課題が見られ、いじめ・不登校等の問題、指導が困難な児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加への対応も必要となっています。こうした学校負担の増大の中、新学習指導要領による学習内容の充実や授業時数の増加への対応を要することや、世界最高水準の教育力を目指し、質の高い教育を実現するためには、定数改善は不可欠である。」

少人数学級の効果は、①学習支援が真に必要な児童生徒への支援が可能となること、②きめ細やかで質の高い指導の充実、学校運営の改善等につながることで、などが考えられます。本市においても、小規模校においては、一見すると少人数学級が達成しているように見えますが、小規模校は教職員の配置基準も低いため、少人数学級の本来の効果を発揮することは、困難な状況となっています。そのため、本市では学校配置基本方針を定めながら、標準規模の学級数を確保するなかで、少人数指導あるいは習熟度別指導が可能となるような教職員の確保が急務となっています。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 学習サポートプログラム事業	<ul style="list-style-type: none">・ 学習指導専門員の配置・ 学校の長期休業期間中の学習支援・ 放課後における学習支援

2. 少人数指導及び習熟度別指導の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭の加配措置による少人数指導 ・教諭の加配措置による習熟度別指導 ・市費負担教諭による少人数指導の充実
3. 標準学力検査（CRT、NRT等）*の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・標準学力検査を実施により児童生徒の学習到達度を把握
4. 主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング*）の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い理解を図るための学習過程の改善 ・タブレット端末等を活用した授業の展開

（用語の解説）

◇ 標準学力検査（CRT、NRT等）

CRTは絶対評価法に基づく検査で、年間の指導目標の実現状況を確認するための、客観的な資料が得られるもの。NRTは相対評価法に基づく検査で、学習指導要領に準拠し、各教科の「内容」に合わせた領域で構成、全国基準に照らして客観的に把握できるもの。

◇ アクティブラーニング

教諭による一方向の講義形式ではなく、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた学習法の総称。教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。教室内でのグループディスカッション、グループワーク等も含まれる。

目 標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 長期休業期間中の学習支援（チャレンジ深川）参加数の割合	夏 52.1% 冬 49.1%	夏・冬 60%
2. 全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況 〔全国平均と比較した場合〕 「☆」+1～+3ポイント 「-」±1ポイント 「★」-1～-3ポイント 「★★」-3～-5ポイント	小：国A★、国B★ 小：算A★、算B★★ 中：国A-、国B★ 中：数A☆、数B☆	全国平均正答率以上
3. 「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合	小：国 85.4% 小：算 87.5% 中：国 64.8% 中：数 62.9%	小学校 88% 中学校 70%

4. 「勉強が好き、どちらかといえ ば好き」と回答する児童生徒の 割合	小：国	63.0%	小学校	75%
	小：算	75.6%		
	中：国	49.1%	中学校	60%
	中：数	49.1%		

2. 学習態度の確立

(1) 学習意欲の向上と学習習慣の確立

平成23年度の道民意識調査で、子どもたちの学力を向上させるために、道や市町村で必要な取組みとして、「分かりやすく勉強を教えることができる優れた指導力をもつ教員の確保」が7割にのぼり、次いで「家庭の読書や学習習慣の定着など、家庭の教育力を向上させるための取組」、「一人一人に応じた指導ができるよう教員数の増加」、「学習内容の習得や理解の状況を把握するための確認テスト等のきめ細かな指導」となっています。子どもが進んで興味や関心をもって学習に取り組む姿勢を高め、体験的な学習や発表等の機会を増やし、子どもたちの学習意欲を高める指導の充実を目指します。

(2) 家庭と学習を通じた「読み能力」の向上

独立行政法人「国立青少年教育振興機構」が平成24年に実施した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の報告書によれば、「子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、未来志向、社会性、自己肯定、意欲・関心、文化的作法・教養、市民性のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い」という調査結果となっています。

本市の子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、読書環境の整備を図ることが重要となります。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 学習意欲の向上	・学校訪問指導の充実（指導方法や教材・教具の工夫など、授業づくりへの指導助言）
2. 学習習慣の確立	・「家庭学習の手引き」等を作成・配布
3. 学校支援ボランティアの活用	・地域全体による児童生徒の見守り ・ボランティアによる教育活動への参加
4. 学校図書館の整備・充実	・文部科学省が定めた「学校図書館標準」に照らした蔵書の充足率向上

5. 学校図書館担当者の充実	・学校図書館の運営向上のため、学校司書等の配置
6. 一斉読書活動の推進	・「朝読書」の実施
7. 市立図書館との連携強化	・市立図書館によるマナビィ文庫の充実 ・子どもの読書活動推進計画の着実な実施

目 標

成果指標項目	現状 (H28)		目標	
1. 「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合	小学校	53.2%	小学校	65%
	中学校	47.2%	中学校	68%
2. 「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小学校	69.3%	小学校	75%
	中学校	77.4%	中学校	80%
3. 「家や図書館で、普段1日1時間以上、読書をする」と回答する児童生徒の割合	小学校	18.9%	小学校	20%
	中学校	13.9%	中学校	15%

3. 社会の変化に対応する力の育成

(1) 情報教育、職業教育、国際化、環境教育

◎情報教育

国は、「世界最先端IT国家創造宣言」において、2020年までに教育環境のIT化を実現するため、「学校の超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN等の環境整備やデジタル教科書・教材の活用等、最適な教育ITシステムの確立と、IT利活用による教員の支援及び指導力の向上を図る」としています。

教育におけるICT（情報通信に関する技術）利活用を推進していくと、授業の双方向性を高め、児童生徒の主体性、関心・意欲や知識・理解を高める等の効果があるとされていることから、より進んだ教育環境の充実に努めます。

◎職業教育

少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等が進む中、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化しています。このよ

うな中で、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進が求められています。

◎国際化

これからの国際化・グローバル化社会の中で、外国語教育、特に英語によるコミュニケーション能力を身につけることは不可欠となるものです。今後、文部科学省では、平成31年度から全国学力・学習状況調査において「英語」を3年に1回程度出題するとしており、また、新しい学習指導要領では、小学校高学年で行われている「外国語活動」を「外国語」に教科化し、外国語活動は小学校中学年から必修化となることから、小・中を通じて外国語教育の充実を図ります。

◎環境教育

地球環境の悪化の深刻化に伴い、その対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっていることを背景に、様々な機会を通じて環境問題について学習し、環境保全活動に取り組んでいくことが重要となっています。豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するために、学校、家庭、地域が連携し、一人ひとりが、知識だけでなく体験活動を通じ、環境保全に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるよう環境教育を推進していきます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 教育の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none">・情報活用能力の育成・情報モラル教育の充実・プログラミング教育の推進
2. 職業教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・職場見学・職業体験の実施・社会人としての基礎的資質・能力を育成
3. 外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・外国語指導助手（ALT）の活用と充実・外国語による授業の実施・中学校における英検3級取得の促進・英語担当教員の英語力・指導力向上のための研修の充実
4. 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・環境問題に対する理解を深める学習・地域の特色を生かした体験的な環境学習・環境保全活動への参加意識の育成

目 標

施策項目	現状 (H28)		目標	
1. 「地域や社会で起こっている問題・出来事に関心がある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小学校	65.1%	小学校	70%
	中学校	54.1%	中学校	65%
2. 「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合	小学校	88.1%	小学校	90%
	中学校	66.0%	中学校	75%
3. 中学3年生における英検3級取得者の割合		14%		30%



第2章 豊かな心

現状と課題

平成28年度の全国学力・学習状況調査によると、規範意識や道徳性に関して、「学校のきまり・規則を守っている、どちらかといえば守っている」と回答した深川市の児童生徒の割合は、小学生が約90%、中学生が約95%となっており、小学生、中学生ともに、全道、全国とほぼ同じ値となっております。このことから、本市においては、成長に伴い確立していく規範意識が身につけていることがうかがえます。

一方、「いじめはどんなことがあってもいけない」と回答した児童生徒の割合は、小学生が約90%、中学生が約70%となっており、小学生においては全道、全国より約4ポイント上回っていますが、中学生は、全道、全国より約4ポイント低い状況にあります。このことから、学年が進むにつれていじめがいけないことだという意識が徐々に低下する傾向があります。

自尊意識に関して「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合は、小学生で約80%、中学生で約55%となっており、小学生においては、全道より約6ポイント、全国より約3ポイント上回っていますが、中学生は、全道より約13ポイント、全国より約15ポイント低くなっており、本市の中学生の自尊心が低いことがうかがえます。

児童・生徒の指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、子どもの人格を形成する上で、とても重要な意味を持っています。学校のきまりは、基本的なルールであり、これらを高い水準に保つことは重要なことであり、規範意識や思いやりの心など家庭と学校の両方の立場で、道徳的な価値を尊重する意識を育む必要があるものです。

また、生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるためには多様な体験を積み重ねることが重要であり、人と人との関わり合いを通じて自尊心も育まれることから、本市では、農業体験や芸術鑑賞などといった活動を通じて多様な体験を積む機会の充実に努めているところで

1. 心の教育

(1) 道徳教育

道徳教育は、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするもので、教育基本法の教育の目標の中に、道徳心を養うことが明記されています。また、平成30年度から検定教科書を導入して、特別な教科として道徳科が実施されます。児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることは重要であることから、その取り組みの充実に努めます。

また、人権教育は、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分及び他者の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標として行われる教育であります。教育の場としての学校・学級において、人権に関する知的理解を深め、子どもたち自身が人権侵害の加害者にも被害者にもならないために、培われるべき資質や能力、人権感覚を育てることに努めます。

(2) 体験的な活動の充実

自尊意識を保ちながら、規範意識や基本的な倫理観などを育成し、豊かな心と感性を育むため、体験的な活動の充実に努めます。「体験活動」は、大きく次の三つの活動に分類されます。

- ①生活・文化体験活動（放課後に行われる遊びや手伝い、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事）
- ②自然体験活動（登山やキャンプ、ハイキングなど野外活動、星空観察や動植物観察など自然・環境に係る学習活動）
- ③社会体験活動（ボランティア活動、職業体験活動、インターンシップ）

体験活動は、「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」を言います。その役割は、他者への共感や日本人としての心の成長、規範意識や道徳心の育成、思いやりや礼儀正しさなど日本古来の精神性を学ぶことで、次世代リーダーの育成にもつながり、さらには、ニート・引きこもり問題の未然防止や、メンタル不全への対応にも役立つものです。

深川市が有する伝統や文化財は、地域の貴重な資源であり、これらを子どもたちに伝えていくとともに、教育に活用することで、自分たちが育ってきた郷土ふかがわへの愛着心を育成します。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の教科化を踏まえた授業の充実 ・学校・家庭・地域がともに取り組む環境づくりの推進
2. 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒それぞれの発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動等において一人一人を大切にする人権意識を醸成する取組を推進
3. 体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性を育む体験活動・体験授業の充実
4. 情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた文化芸術に触れる文化芸術鑑賞事業等の充実
5. 郷土ふかがわのよさを生かした学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・深川市の文化財や郷土資料を生かした学習の推進

目 標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 「学校のきまり・規則を守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合	小学校 91.0% 中学校 94.9%	小学校 95% 中学校 95%
2. 「友達の話や意見を最後まで聞くことができる、どちらかといえばできる」と回答する児童生徒の割合	小学校 93.7% 中学校 92.4%	小学校 95% 中学校 95%
3. 「皆で協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小学校 93.7% 中学校 88.7%	小学校 95% 中学校 90%

2. 児童・生徒指導

(1) 教育相談体制の充実

全国的に、不登校児童生徒数の増加、いじめの認知件数の高止まり傾向、ネットトラブルなどの多様化など児童生徒を取り巻く環境は憂慮すべき状況にあります。いじめ、不登校などの問題や緊急時の心のケアに適切に対処するためには、学校等における教育相談活動の一層の充実を図る必要があります。

学校では現在、教職員以外にも様々な専門性を持つ外部人材（非常勤職員）が活動しており、教育相談においては、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*がその任に当たっております。

そのほか、本市では、生きがい文化センター内の「生き生きスポット」に「少年相談員」を配置し、電話相談などにも対応しているところです。

こうした学校教育と社会教育の分野が情報を共有し、協力と連携を密にすることで、より効果的なものとなるよう努めることが必要です。

(用語の解説)

◇スクールカウンセラー

カウンセリング等を通して、子どもたちの悩みや抱えている問題を解決に向け支援する役割を果たします。

◇スクールソーシャルワーカー

子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡しを行うなどにより、悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する役割を果たします。

(2) いじめ・体罰問題への取組強化

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法では、地方公共団体においても、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めることとされており、本市では、同法に基づき「深川市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を推進するとともに、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、警察などの関係機関からなる「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない教育環境の実現に努めています。

また、体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失わせるものです。児童生徒への指導において「懲戒」と「体罰」のどちらに当たるかは、諸条件を総合的に考え、個々の事案ごと

に判断するとともに、児童生徒の暴力行為等に対しては毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、安心して学べる環境を確保することが必要です。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 学校満足度調査（hyper-QU*）の実施	・学校満足度調査の実施を通じて、学級における人間関係等の問題を把握し、解決・改善に努める。
2. 教育相談の充実	・スクールカウンセラーの拡充 ・スクールソーシャルワーカーの拡充
3. いじめ対策の強化	・いじめアンケートの実施など対策の着実な推進
4. 体罰調査の実施	・体罰調査の実施など対策の着実な推進

（用語の解説）

◇hyper-QU

楽しい学校生活を送るために、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度の3つから構成される心理テスト。全国の地方公共団体等で採用され、不登校等に陥りそうな子どもを事前に発見することができるとされています。

目標

成果指標項目	現状（H28）	目標
1. 「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小学校 79.1% 中学校 54.7%	小学校 80% 中学校 70%
2. 「学校に行くのは楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する児童生徒の割合	小学校 89.5% 中学校 79.3%	小学校 90% 中学校 85%
3. 「いじめはどんな理由があってもいけない」と回答する児童生徒の割合	小学校 89.5% 中学校 69.2%	100%に近づける

第3章 健やかな体

現状と課題

体力は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、体力・知力・気力が一体となって人間としての活動が行われます。人間のあらゆる活動の源になる体力を、子どもの時期からしっかりと身に付けていくことは、子どもの将来にとって大変重要です。

文部科学省では、国民の体力の現状を明らかにし、その結果を国民の体力づくり、健康の保持増進に役立てるため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を毎年実施しておりますが、平成28年度の同調査によると、本市の小中学生男子・女子は、50m走や長座体前屈などの様々な種目を点数化した体力合計点が全国平均に近いものの、中学生男子・女子は、全国平均を下回っており、中学生男子以外は肥満の傾向が比較的高い状況であります。

子どもたちの健康については、社会環境や生活様式の多様化に伴い様々な課題が生じていますが、成長期の子どもたちの健康の管理はとても重要です。

偏食や肥満、過度の痩身の元になると思われる食生活の乱れや不規則な睡眠などは、健康の保持だけでなく、集中力の欠如等につながる要因となっています。本市の全国学力・学習状況調査の経年集計においても、児童生徒の1～4%が朝食を全くとらないと答えており、学校における食習慣の形成や栄養教諭の指導により改善に役立てたいところです。

また、児童生徒を、災害、交通事故、犯罪などから守り、安心して生活を送るための安全対策は、極めて重要な課題となっているところです。

国の「第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）」によれば、学校安全を推進するための方策は、「学校における安全に関する組織的取組の推進」、「安全に関する教育の充実方策」、「学校の施設及び設備の整備充実」、そして「家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全の推進」からなるものです。

学校に児童生徒が集い、生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保と、災害などに対してきめ細やかな対応が必要となるものです。

1. 健康・体力の向上

(1) 体育活動の充実

子どもたちの健やかな体の育成は、生涯を通じて、健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立、運動や外遊び、スポーツの楽しさを実感する中で育まれるものです。スポーツの普及や運動に親しむ機会をつくるなど、体力・運動能力の向上の取り組みを進めます。

(2) 健康教育の推進

児童生徒の健康を保持増進するために、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うことや、自己の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成するなど、学校における保健指導と健康教育に取り組みます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 体育授業の工夫改善	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ体力テストの実施 ・現状把握からの体力向上の推進
2. 楽しんで体力をつける工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校遊具の工夫改善と多様化 ・遊び等から自然と備わる体力を目指す
3. 冬季スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然の特性を活かした、冬季におけるスポーツの推進
4. 運動習慣づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民皆スポーツの推進 ・スポーツイベント等による参加意識の高揚
5. 保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口による歯の健康づくり ・健康増進に関する保健指導の充実

目標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 「運動やスポーツが好き、やや好き」と回答する児童生徒の割合	小5男 92.4%	小5男 95%
	女 80.7%	女 90%
	中2男 89.1%	中2男 90%
	女 63.6%	女 80%

2. 「体育・保健体育の授業が楽しい、やや楽しい」と回答する児童生徒の割合	小5男	95.5%	小5男	95%
	女	94.8%	女	95%
	中2男	84.6%	中2男	90%
	女	74.2%	女	85%
3. 授業以外で「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答する児童生徒の割合	小5男	75.8%	小5男	80%
	女	65.5%	女	70%
	中2男	59.4%	中2男	65%
	女	40.0%	女	50%
4. フッ化物洗口を行う児童の割合	小学校	74.8%	小学校	80%

2. 食育・安全・防災

(1) 食育の推進

第2次深川市食育推進計画（平成25年度～29年度）は、「食べものと心身の健康との関わり」や「食習慣や食のマナー」「食事の場の役割」など、家庭や学校、職場や地域で皆が連携して取組を進め、市民的広がりを持つ運動として様々な食育推進の取組が進められることを目指しています。

食育の推進については、家庭においては、食生活や食習慣の形成、学校等においては、食に関する指導や学校給食の充実などの施策が重要となります。

(2) 防災・安全教育の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒が「主体的に行動する態度（自助）」を育成し、「共助・公助」の精神を育成する防災教育が重要となっています。本市は、地震の発生は少ないところですが、大雨による水害等にもまわられたこともあり、防災教育の重要性は他の地域と同様に大きな課題となっています。

また、深川市通学路交通安全プログラム（平成26年11月策定）により、関係機関が連携して、通学路の定期的な合同点検をすることにより、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 食に関する指導の充実	・栄養教諭加配による食育に関する取組の強化
2. 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進	・「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という子どもたちの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上
3. 安全・安心な学校給食の提供	・児童生徒の心身の健やかな発達を支える、安全・安心な学校給食の安定的な提供
4. 学校給食における地場産農産物の活用	・地場産農産物を積極的に活用した学校給食の提供
5. 防災教育の充実	・児童生徒の発達段階等に応じた指導及び指導時間の確保など、防災教育の充実
6. 防犯教育の充実	・登下校時の不審者との遭遇や学校への不審者の侵入等に対する具体的な対処方法の指導など、児童生徒が危険予測・回避能力を身につける取組の推進
7. 交通安全教育の充実	・児童生徒の交通事故防止のため、交通安全意識の高揚や交通ルール・マナーを学ぶなど、指導の充実
8. 危機管理体制の整備	・学校毎の危機管理マニュアルの定期的な見直しによる、学校の組織的な危機管理の対応力の強化

目 標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 「朝食を毎日食べる」と回答する児童生徒の割合	小学校 90.2% 中学校 83.0%	小学校 95% 中学校 85%
2. 1日の睡眠時間が8時間以上と回答する児童生徒の割合	小5男 57.1% 女 64.3% 中2男 30.8% 女 23.4%	小5男 65% 女 65% 中2男 35% 女 30%
3. 学校給食における地元食材（北空知圏）の使用状況	米 100% 野菜 22.8%	米 100% 野菜 30%

第4章 家庭・地域の連携

現状と課題

家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーを身につける際の出発点となるもので、親など保護者が行う家庭教育から、子どもたちの教育が始まります。

平成23年度に文部科学省が作成した「子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育」ブックレットによれば、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者は約4割おり、平日に親が子どもと接する時間の割合では、母親と子どもの接する時間が減り、父親と子どもの接する時間は「ほとんどない」という割合が増加しています。また、近所づきあいの程度について、「よく行き来している、又はある程度行き来している」の割合は低下しており、地域とのつながりが希薄化していますが、地域とのつながりと子育ての不安や悩みとの関係では、地域とより親密なつきあいのある人ほど子育てへの不安が少なくなっています。

現在は、保全された自然環境が減少し、核家族化の進行等による世代間交流が少なくなっており、家庭と学校のみを中心とした子ども達の日常では「体験」の機会を十分得ることが難しくなっています。

独立行政法人「国立青少年教育振興機構」が平成28年度に行った「子どもの頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」報告書では、「家庭行事（家庭）、友達との外遊び（地域）、委員会活動・部活動（学校）を多くしていた人ほど、社会を生き抜く資質・能力が高い」という調査結果がでており、また、平成26年度に行った「青少年の体験活動等に関する実態調査」報告書では、「自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子供や、生活習慣が身につけている子供ほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向がある」という分析結果が出ています。

子どもたちを取り巻く状況は、社会状況の変化や災害、交通、犯罪などの様々な課題を有しており、そうした中で、地域に開かれた安心・安全な学校づくりを進めるためには、学校・住民・行政が地域活動に参加し、互いに支え合うことが大切となります。

1. 家庭・地域の連携

(1) 家庭教育の充実

教育基本法では、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられており、子どもをどう育てていくか、発達段階に応じた子どもとのかかわり方などについての学習が保護者にも必要であることから、家庭教育を支援するため、子どもと保護者について地域社会が支えていくことが重要となります。

(2) 地域の教育力の向上

P T Aは、学校及び家庭における教育の理解と振興や、児童生徒の学校外における生徒指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭、地域とをつなぐ役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものです。従って、P T A活動は、学校教育とも深く関わり、その活動を支援し、広く周知することは、家庭教育において大きな意味を持つものです。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の学習機会、情報提供の充実 ・ 支援体制の充実 ・ 望ましい生活・運動習慣の確立 ・ 「家庭学習の手引き」等の配布
2. P T A活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A活動の活性化 ・ 学校行事への参加促進

目 標

成果指標項目	現状 (H28)		目標	
1. 「テレビゲームをする時間が1日当たり1時間未満」と回答する児童生徒の割合	小学校	37.8%	小学校	50%
	中学校	48.4%	中学校	50%
2. 「家の手伝いをよくしている、時々している」と回答する児童生徒の割合	小学校	82.6%	小学校	85%
	中学校	58.5%	中学校	70%

2. 開かれた学校づくり

(1) 開かれた学校づくり

地域に開かれた安全・安心な学校づくりについては、学校・家庭・地域の交流・連携や、地域全体を大きな学校と捉え、地域コミュニティの拠点としての取り組みを図ることが大切です。このため、保護者や地域住民が、子どもの様子や学校教育活動などについて知り、学校への理解を深めるための授業公開の実施や地域の人材活用、また、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が広く参画できる仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入、さらに、学校評価を活用した学校づくりの充実が必要です。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 地域公開日の設定	・地域住民に日常の教育活動を公開
2. 学校ホームページの充実	・学校の教育活動や学校運営の状況について、家庭や地域に積極的に情報を提供
3. コミュニティ・スクールの導入	・保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」を導入
4. 学校評価の充実	・学校関係者評価の充実 ・学校評価の結果等の公表

目標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 「家の人と学校での出来事について話をしている、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合	小学校 80.4% 中学校 71.1%	小学校 85% 中学校 75%
2. 「地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合	小学校 60.9% 中学校 29.5%	小学校 70% 中学校 45%
3. コミュニティ・スクールの導入	小・中学校 0校	小・中学校 全校

第5章 信頼される学校づくり

現状と課題

信頼される学校づくりの基本は、優れた教員の養成と配置です。グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立が求められています。

平成23年度の道民意識調査において、子どもたちの学力を向上させるための、北海道や市町村の取り組みとして、最も高い割合を示したのは、「分かりやすく勉強を教えることができる優れた指導力をもつ教員の確保」であり、その割合は、7割ほどにのぼっています。

小学校と中学校では、同じ義務教育課程でも教育活動の方法、学習指導、生活指導の考え方やあり方などが異なっています。児童生徒一人一人の発達に対応した教育を行うには、小中学校間での連続性、系統性といった一貫性のある教育を行うことが重要です。また、学校では、児童生徒の「確かな学力」を育み、「豊かな心」「健やかな体」を培い、これらをバランスよく育成することが求められています。これまでも、「小中連携教育*」が行われてきましたが、全国では、小中連携教育のうち、「小中一貫教育*」が推進されています。小中一貫教育の目的は、小中学校の教職員の人的交流を促進し、子どもの「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指すこと、また、いわゆる「中一ギャップ*」をはじめとした、生活面における課題の解消を図ることです。

小中学校間の情報交換などが頻繁に行われれば、児童生徒に対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行えるようになることから、小中連携教育を推進するとともに、学力の向上と豊かな心を育成する小中一貫教育の取り組みについて研究することも大切です。

本市における平成28年度の特別支援学級に在籍する児童生徒は、38人で、10年前と比べ2倍以上に増加しています。本市では、特別支援教育推進委員会を設置して、専門家チームや特別支援教育コーディネーターなど支援体制を整備しています。各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、支援計画の策定と個別の指導計画の作成に取り組み、さらに教員の専門性の向上を図ることが必要となります。

(用語の解説)

◇小中連携教育

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

◇小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

◇中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態をいいます。

1. 教職員の資質向上

(1) 専門性を高める研修の充実

これからの教員に求められる資質能力を高めるためには、教職生活全体を通じた学び続ける教員を支援する仕組みを進める必要があります。研修や主体的な学びが、それぞれの教員の負担となることなく、進んで課題解決の力をつけ、新たな学びに挑戦していく姿勢は、本人のみならず、教育を受ける児童生徒等にも、よりよい影響を与えるものであり、そのことを通じて信頼される学校づくりにつながるものです。

教職員の資質向上に向けた取り組みは、本市だけで対応できることではなく、北海道教育委員会等関係機関との連携、家庭と地域の協力なしには、実現することは困難であり、総合的な取り組みを要するものです。

(2) 組織運営体制の活性化

多忙と言われている教職員の資質向上を支えるには、授業や授業以外の業務を軽減させる人材の配置が必要です。また、教職員の心の健康管理のため「ストレスチェック*」を実施するなど、職場環境を改善し組織運営を活性化することが必要となっています。

(用語の解説)

◇ストレスチェック

平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査。メンタルヘルス不調の未然防止を主な目的とする。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 学び続ける教員像の確立	<ul style="list-style-type: none">・ 各種研修の充実・ 公開研究会の実施・ 学校訪問指導の充実・ 小・中学校教員間の授業交流
2. 子どもと向き合う時間の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 市費配置教諭等多様な人材の登用・ 事務補・公務補等サポートスタッフの充実・ 学校司書の配置
3. 教職員の心の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・ 心の健康に関する相談窓口の周知・ ストレスチェックの実施

2. 学校間連携

(1) 幼・保育園と小学校の連携・接続

子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園における教育）と児童期（小学校における教育）、生徒期（中学校及び高等学校における教育）が円滑に接続し、体系的な教育が行われることは重要です。

新しい環境に慣れないことで様々な問題が生じることは避けなくてはならないことから、幼稚園・保育園などと小学校との接続により、一人一人の適切な指導が可能となり、いわゆる小一問題の解消が可能となるものです。今後さらに円滑な接続に配慮した取り組みを強化が必要です。

(2) 小学校と中学校の連携・接続

異なる校種間の適切な接続と連携の強化は、今後の本市の課題となっています。また、小学校と中学校との連携は、中1ギャップをあらかじめ防ぎ、生徒の学校生活の充実に大きく寄与するものです。

小中学校間の情報交換などが頻繁に行われれば、児童生徒に対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行えるようになることから、小中連携教育を推進するとともに、学力の向上と豊かな心を育成する小中一貫教育の取り組みも研究していきます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 幼保小連携の促進	・ 幼児等の小学校へのスムーズな移行を行うため、交流学习等を実施
2. 小中連携の促進	・ 9年間を見通した学習習慣と生活習慣の習得 ・ 小学校と中学校の連続的な学びの構築
3. 小中一貫教育の研究	・ 小中学校間の連携をこれまで以上に推進するとともに、小中一貫教育の取り組みを研究
4. 異校種合同研修等の充実	・ 異校種間の連携を強化するため、合同研修等を充実

3. 特別支援教育

(1) 特別支援教育の充実

特別支援教育は、共生社会の形成の基礎となる、重要な意味を持つものであり、特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校等で実施しているものです。

発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害」及び「小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」に含まれる障害をいいます。なお、通常の学級に在籍する学習障害(LD)*、注意欠陥多動性障害(ADHD)*、高機能自閉症及びアスペルガー症候群*の児童生徒に対する支援も含まれます。

(2) 教育的ニーズに応じた適切な支援の充実

特別支援教育を支える、多様なニーズに適切に対応するための「個別の教育支援計画」の策定、支援組織の整備、人材の養成などに取り組んでいく必要があります。

(用語の解説)

◇学習障害 (LD=Learning Disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障

害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

◇注意欠陥多動性障害（ADHD）

ADHD（Attention - Deficit/Hyperactivity Disorder）は、次の3つの症状がある発達障害のこと。学校での生活態度において以下のようなことがある。

1. 不注意 物事に集中することができず、宿題を忘れてたり、学習道具をなくしたりする。
2. 多動性 落ち着きがない。席についていることができず、教室を歩きまわる。
3. 衝動性 突発的な行動を取る。順番待ちができない。

※ これらの現れ方には個人差があります。

◇高機能自閉症・アスペルガー症候群

脳の中樞神経系の機能的障害によって、見る、聴く、さわる、嗅ぐ、といった知覚を理解したり、周囲のできごとを見たり、聞いたりして、そのできごとの意味を知る機能（認知といわれる脳の働き）の障害となり、一部の精神機能の発達に遅れやかたよりが生じる発達障害。そのために、人と上手に関わることができなかつたり、周囲から見て普通はしないと思うような行動を取ったりすることで、社会生活にうまく適応できないことがある。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 特別支援教育推進委員会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する校内研修の実施
2. 教育相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士や認定心理士などの専門的な観点からの相談対応や助言を実施 ・ 関係機関との連携の充実
3. 交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数校児童・生徒との交流会や合同授業等を実施 ・ 校内における通常学級の児童生徒との共同・交流学習を推進
4. 特別支援教育支援員の配置と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活における補助や学習活動上の支援を図るため、普通学級に特別支援教育支援員を配置 ・ 特別支援教育支援員の研修を実施

第6章 学びを支える教育環境

現状と課題

深川市の学校施設においては、第1章でも述べた情報教育のためのICT環境を含むインフラ等の整備・充実など、多様化する教育内容・方法への対応が必要であり、その他にも耐震化、防災機能強化、地域コミュニティの拠点化、老朽化対策、バリアフリー化、児童生徒数の減少等に対して、適切に対応した施設整備が急務となっており、数多くの課題があります。

特に耐震化、防災機能の強化では、学校施設が地域の避難所となるなど、災害時における地域の復元力の強固な要となることが期待され、そのことが、単なる施設としての学校から、地域コミュニティの拠点となることが必要とされるものです。

本市の学校施設の一部は、老朽化が進んだことで維持管理の費用が年々増加しており、対症療法的な対応に終始しているところです。このため、平成26年度から深川中学校の改築事業を進めるなど、今後の児童生徒の減少等の地域課題を受け止めつつ、他の学校施設についても必要な改修を行っていくものであります。

また、小学校において、平成28年度に学校配置のあり方について、検討した結果、平成24年度の学校配置基本方針策定時と大きくは変わらない状況と判断し、当面現在のままの学校配置としたことから、現状の学校施設をよりよい教育環境としていく必要があるものです。

1. 学校施設整備

(1) 安全・安心な学校施設の整備

学校施設の役割は、基本的な教育条件の一つで、教育の実現の必要条件であり、質の高い教育を行う要素です。さらに、学校は地域コミュニティの拠点であり、非常災害時における地域の応急避難場所としての役割も担っています。

本市の学校施設の一部は、老朽化が進み、現在の学校施設に求められている機能の変化に対応することが必要となっています。

(2) 学校備品の整備（机・椅子、遊具等）

学校における設備・備品の整備は、学ぶ意欲を高め、教育環境を整えるためにも必要なことです。そのときどきの時代状況に合わせ、必要な設備を整え、備品を用意することにより、学ぶ環境の充実に向けた取り組みを強化します。

学校の各種設備等は、適切な維持管理と予防措置的な対応により、延命を図るとともに、新しい効率的な設備についても導入の可能性を検討し、対応することとします。

また、学校の遊具は、単に、「遊び」という観点からの整備だけでなく、体力の向上や健康の管理からも必要な整備でありますことから、遊具の計画的な点検・修理を進めていきます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 学校施設の充実	・老朽化する学校施設の適切な改修 ・照明器具等非構造部材の耐震化
2. ICT環境を含むインフラ等の整備・充実	・ICT環境の構築・整備 ・タブレット端末の1学級1人1台化
3. 机・椅子等備品の充実	・成長期の児童生徒のための学習用机・椅子等の充実

目標

施策項目	現状（H28）	目標
1. 一已小学校屋内体育館の整備	ボイラー暖房施設	遠赤外線暖房施設
2. 吊り天井、バスケットゴール、照明器具等の非構造部材の耐震化を終了した学校数	1校	全8校
3. 小中学校におけるタブレットPCの導入数	小学校 1校当たり 7台 中学校 0台	小・中学校 1学級1人1台

2. 教材・教具等

(1) 教材・教具の整備

教材の整備については、平成23年に国が定めた小学校教材整備指針及び中学校教材整備指針により示されており、教材の機能的側面に着目して分類されています。

教材は、学習内容に応じて、創意工夫をこらして、学習効果をあげていくために、それぞれの学校の自主性や裁量にまかせる部分と、標準的なあり方を示すものがありますが、より学校の自主的な取り組みが可能となるように整備を推進していきます。

(2) スポーツ用具、楽器等整備

体育・音楽等の授業及び部活動等に必要な備品の適正管理のため、定期的に設備・備品の検査を行うとともに、教育課程の実施に必要な設備・備品の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
1. 教材・教具の充実 (理数科教材等)	・ 学習指導要領を踏まえた教材・教具の充実
2. 学校図書館の充実	・ 学校図書館の蔵書の適切な管理・点検 ・ 蔵書の充実
3. 楽器等の充実	・ 吹奏楽活動等の実施に必要な楽器の充実

目標

成果指標項目	現状 (H28)	目標
1. 「学校図書館図書標準*」の 充足率	小学校 95.9%	小学校 100%
	中学校 80.6%	中学校 100%

(用語の解説)

◇ 学校図書館図書標準

国が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。